

## 特別支援教育支援員の活用について

### ◇ 研修の重要性

特別支援教育支援員が、特別な支援が必要な児童生徒に適切な対応ができるようにするためには、効果的な研修が必要です。

#### 【特別支援教育支援員の基本的な役割】

特別な支援が必要な児童生徒への支援について責任を負っているのは、あくまでも学級担任等であり、その補助をすることが特別支援教育支援員の基本的な役割です。

#### 【障害を踏まえた支援】

特別な支援が必要な児童生徒に対する適切で丁寧な対応がなされなければ、学習上・生活上の困難が増大し、場合によっては、二次的な障害を引き起こすこともあります。

したがって、その役割を果たすためには、教室における学習や生活をはじめとして、障害の状態を踏まえた支援に関する理解が必要であることは言うまでもありません。そこに研修の意義があります。

#### 【学級担任との連携】

特定の児童生徒の単なる世話役としてだけ、特別支援教育支援員を活用すると、学校全体の対応とかけ離れがちになり、効果的な支援ができなくなるので、学級担任等との連携した取組が重要です。特別支援教育支援員という、せっかくの人材が効果的に活用され、児童生徒に適切な対応ができるようにするとともに、学校全体での対応の一翼が担えるようにするためにも、学校の体制に沿った研修内容等を工夫することが大切です。

## ◇ 特別支援教育支援員として身につけておきたい資質

---

- 1 学校のシステムをつかむ  
一日の流れやスケジュール、時間割の変更、連絡や相談のシステム（担任・校長・教頭・教務・コーディネーター・生徒指導など）
- 2 担当している子どもの情報をつかむ  
子どものパニック時の対応、その子の出来ること苦手なこと、投薬などの医学的な情報、知らない間の（放課後や家庭で起こった）できごと、これまでの指導の経過、個別の指導計画など
- 3 自分の役割をつかむ（何の時間に、どの子に何をしたらよいのかを具体的に）
  - ・国語の時間には、Aちゃんの書き順の、視覚的なサポートをする。
  - ・生活の時間にBちゃんが泣いても、すぐにはそばに行かずに、指示カードを提示して見守る。
  - ・Cちゃんが自分で取り組んでいるときには、別のグループの支援を行う
  - ・Dちゃんにパニックが起こった場合、10分後にクールダウンしたら、担任の先生と交代して15分間リラックスルームに寄り添い、状況を見て教室に帰る。
- 4 支援の様子を整理して担当に報告・連絡・相談をする
- 5 緊急時を想定した対処方法を確認する

## ◇ 特別支援教育支援員の具体的な役割

---

### 1 児童生徒の身辺処理に関すること

- ・二分脊椎の児童生徒  
尿路感染の予防のため、排泄指導や清潔の保持、定期的検尿等に十分留意した指導の必要性
- ・てんかんのある児童生徒  
生活リズムの安定を図ること、過度の疲労をしないこと、確実な服薬等を含めた生活管理
- ・生活リズムや生活習慣の形成が必要な児童生徒  
一日の生活リズムの理解。特に、覚醒と睡眠のリズム、食事及び水分摂取の時間や回数・量、排泄の時間帯や排泄サインの有無等を把握すること
- ・視覚障害のある児童生徒  
眼の構造や視覚障害の状態について十分な理解を図り、安全確保を確実に行うこと

### 2 児童生徒の校内における移動の補助に関すること

- ・車いすを利用している児童生徒  
車いす操作の理解（声をかけて動かし始める。段差は後ろ向きで降りるなど）  
乗り降りの際の、対象児童生徒に合った介助を行うこと
- ・場面の切り替えが苦手な自閉症の児童生徒  
スムーズに場面転換ができるように、認知特性を十分理解すること。視覚支援を活用することやスケジュール化することなど

### 3 児童生徒の活動時の支援に関すること

- ・衝動性のある児童生徒  
安全確保が最優先。どんなものに興味・関心を示すのか、行動様式にはどんな特徴があるのか、実態を把握すること
- ・人間関係が苦手な児童生徒  
コミュニケーションをとることが課題の児童生徒にとって、本人が習得しているコミュニケーション手段で校外活動に取り組めるように、有効なツールを把握すること

### 4 児童生徒の危険な行動の防止その他の安全配慮に関すること

- ・他害行為や自傷行為がある児童生徒  
どんなことがきっかけで、その行動が起こるのかを把握すること  
その行動が本人にとってどんな意味を持っているのか考えること

## ◆ 望ましくない関わり例

---

### ○ 指導全般…子どもへ指導するのは教員の役割です。

#### ・子どもへの学習内容に関する直接的な指導

学習中に、複数の人間により指示が出されると、聞き手の児童生徒は大変聞きづらいし、混乱を招きます。指示を出したり、指導をしたりするのは、あくまでも教員であり、特別支援教育員は、教師の指示や指導を小声で復唱したり、教科書のどの部分を説明しているのかを指し示したりなどを行います。

#### ・教室を飛び出した子どもへの指導

教室を飛び出す子どもへの対応はまずは、教員が行います。その後、見守りなどを教員と交代して行います。また、教室を飛び出した児童生徒についてまわることには好ましくありません。まずは、飛び出す前に、飛び出さないように気配りすることが大切です。

### ○ 特性に沿っていないかかわり

#### ・聴覚情報を処理することが苦手な子どもへの音声を中心としたかかわり

児童生徒によっては、音声での指示を理解することが苦手な場合があります。ですから、いくら声を大きくしたり繰り返し声かけしたりしても行動が改まらない場合があります。指示内容をメモして見せたり読ませたりするとスッと理解できる場合があります。

#### ・必要以上の声かけ

児童生徒が課題に取り組んでいる最中に、声かけし続けると不要な刺激となり、落ち着きません。児童生徒が集中している場合は、静かに見守ることが必要です。

#### ・本人のできることへのお世話

児童生徒ができること、できないことを見極めることが大切です。できることまで手助けすると、人に頼りすぎることにつながります。また、周りの友達との関係を遮ることになります。できることを見守ったり、友達との関係を築けるようにすることが大切です。

#### ・自閉的傾向のある子どもへの身体接触・身体拘束、視線合わせ

児童生徒の中には、視線を合わせることが体を触られることが苦手な場合があります。ついつい、目を見て話を聞くように強制してしまうことがあります。逆効果です。児童生徒の苦手なことの克服は段階を追って緩やかに行う配慮も必要ですので、強制をしないようにします。